

令和7年 第4回 定例会発言通告整理表（受付順）

No.1

発言順	発言者氏名	発言通告内容	答弁者	備考
1	連 茂	<p>「マイナンバーカードとマイナ保険証の普及について」</p> <p>国ではマイナンバーカード（以降マイナカード）とマイナ保険証の利用拡大を進めていますが、先日の北海道新聞の報道によるとマイナ保健証の利用率は4割弱と利用率が低く、拡大が課題とされています。</p> <p>お手元にお配りした総務省の資料によると、全国のマイナカードの保有率が約80%（町村保有率は80.6%）、北海道は全国順で40番目の78.7%と全国平均をすこし下回り、その中でも、赤井川村のマイナカードの普及率は52.5%と特に低い状況です。</p> <p>その要因はあとで質問するとして、まずは、マイナカード及びマイナ保険証について、高齢者の方々から「仕組みが分かりにくい」「申請が不安」との声が聞かれたので、分かりやすい説明と安心して申請できる環境づくりが急務だと考え、村の姿勢を改めてお伺いしたいと思います。</p> <p>① 村内におけるマイナンバーカード及びマイナ保険証の交付率の現状と、以前お伺いしたマイナカードの保有率に対し、現在保有率が激減している要因についてご説明下さい。</p> <p>② 高齢者に対してマイナ保険証の仕組みや利点を分かりやすく説明するため、村としてどのような取り組みを行っているのか、更に、高齢者が安心して申請できるよう、窓口支援や相談体制をどのように整えているのかお伺いします。</p> <p>③ 医療機関との連携によるメリット（診療時の手続き簡素化、薬の情報共有、医療費の適正計算など）を住民にどのように周知し、普及促進につなげているのか、更に、赤井川村診療所のマイナ保険証の利用状況についてご説明下さい。</p>	村 長	

令和6年 第4回 定例会発言通告整理表（受付順）

No.2

発言順	発言者氏名	発言通告内容	答弁者	備考
		<p>④ 普及率向上に向けて村独自に展開する施策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙や回覧板での分かりやすい解説記事の掲載 ・ 集会所を使つての区会ごとの説明会・相談会の開催 ・ 診療所と連携した「申請サポート窓口」の設置 ・ 村職員や民生委員・ボランティアによる個別訪問支援 ・ 外国人労働者に対しての説明会・相談会の開催 <p>などを検討・実施しているのか、現在の状況をお伺いします。</p> <p>担当課を横断した質問になりますが、以上について村長にお伺いします。</p>		
2	能登 ゆう	<p>「公正・透明な行政運営に向けて」</p> <p>近年、行政の仕事はますます多様化・複雑化し、労働人口減少による職員不足、国の推進施策も相まって、外部の民間事業者と関わる場面が大きく増えています。とりわけ地方自治体では、専門知識を持つ企業に業務を委ねるケースが増え、自治体側が適切に対応できず、不本意な形で事業者を利用されるような状況すら、生まれています。</p> <p>自治体の意思決定が十分に整理されないまま事業者側のペースで事業が進み、職員の皆さんが不安を抱えながら業務を行う、そのような状況は、決して望ましいものではありません。</p> <p>私自身が議員として赤井川村行政に関わる中で、いくつか感じる事がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策形成の過程を、文書として適切に記録 ・ 保存されているでしょうか ・ 法令や制度の理解が曖昧なまま、慣行や個人の感覚に頼って判断されてないでしょうか 	村 長	

令和7年 第4回 定例会発言通告整理表（受付順）

No.2

発言順	発言者氏名	発言通告内容	答弁者	備考
		<p>・手続きの透明性や公平性、説明責任に対する自覚は十分でしょうか</p> <p>・行政裁量を過大にとらえていないでしょうか</p> <p>・住民を含めた外からの視点を、意識されているでしょうか</p> <p>一般的に「コンプライアンス」や「ガバナンス」という用語で語られる分野ですが、そうした点が脆弱なままだと、結果として、職員の皆さんが外部の事業者から不当な要求や過度な依頼を受けたときに、自分を守りにくいという問題が起こり得ます。そして村全体としても、望ましくない事態に巻き込まれるリスクが高まります。</p> <p>ルールに基づいた手続きや記録、チェックの仕組み、職員の判断基準の共有が不可欠であり、そのための仕組みづくり、職員への投資が必要だと考えます。この投資は、職員を守り、結果として村を守り、住民からの信頼に繋がるものです。そうした視点から何点か、村長のお考えを伺いたいと思います。</p> <p>1. 文書管理の強化、記録の徹底について</p> <p>公文書管理法は「行政機関の職員は意思決定に至る過程や、事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証できるよう文書を作成しなければならない」と定めています。決裁を受けるための「起案書」だけでは、どんな検討を経て、どんな選択肢の中からこの判断に至ったのか、という意思決定の過程が記録されず、十分とはいえません。</p> <p>また、文書化しないということは、判断の正当性を証明できない事につながります。外部との協議や調整内容の記録が不足すると、透明性の低下や誤解を招きかねません。</p> <p>透明性の確保、説明責任の履行、検証可能性の担保という観点から、文書管理のアップデートが必要ではないでしょうか。村長のお考えを伺います。</p>		

令和7年 第4回 定例会発言通告整理表（受付順）

No.3

発言順	発言者氏名	発言通告内容	答弁者	備考
		<p>2. ルールの理解・確認について</p> <p>行政職員には、法令や条例、制度等をただ「知っている」だけではなく、実際の業務、直面する状況・課題に対して、それらのルールに照らし合わせ適切に判断するバランス感覚、いわゆるリーガルマインドが求められます。</p> <p>さまざまな事業が進む中で、担当者が制度の理解に不安を抱えたまま、業務が進行する場面もあろうかと思えます。自信をもって適切な判断ができるよう、職員への研修や知識の共有、内部チェックの仕組みづくりが必要ではないでしょうか。</p> <p>そのための取り組みについて、村長のお考えを伺います。</p> <p>3. 外部委託業務のチェック体制について</p> <p>ソフト事業の業務委託や指定管理など、外部に委ねる業務が増える一方、その管理・監督・評価の仕組みは十分に整っているでしょうか。職員数が限られるとはいえ、担当者が全体像を把握しきれていない、委託先との情報共有や進捗状況の確認もされていない、そのような状況が望ましいとは思えません。</p> <p>委託事業においても最終的な責任主体は村である以上、事業の実施状況や履行確認は適切に行われなければなりません。現状に対する村長の認識について伺います。</p> <p>4. 行動規範の明確化・徹底について</p> <p>地方公務員法には「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となる行為をしてはならない」（信用失墜行為の禁止）との定めがあります。また、村の服務規律に関する訓令では、「かりそめにも地域住民の疑念や不信を招くがごとき行為がないよう」職員に求めています。</p> <p>公金や住民の個人情報扱う立場上、当然ながら、行政職員には住民から厳しい目が向けられます。行政職員が民間事業者との距離</p>		

令和7年 第4回 定例会発言通告整理表（受付順）

No.4

発言順	発言者氏名	発言通告内容	答弁者	備考
		<p>感を誤り、誤解を招く行動を取るような事があれば、それは結果として、行政への信頼を損ねることに繋がります。</p> <p>住民との信頼関係を守るため、行動規範の明確化と徹底が求められると考えます。村長のお考えを伺います。</p>		
3	岩井 英明	<p>「道の駅あかいがわ指定管理者指定について」</p> <p>まず一般社団法人DMOの登記状況についてお伺いいたします。当法人は、令和2年に設立され、こんにちに至っているわけですが、この間、令和4年6月24日に理事全員が退任をされておりますが、そのときの登記はされておられません。法令では、一般社団法人の理事の任期は最長で2年であり、2年ごとに登記をしなければなりません。</p> <p>そういう関係から言いますと、退任と考えておりますが、どう理解しておりますか？伺います。退任であろうと、就任であろうと、登記の変更があった場合には2週間以内に登記をする法律で定められておりますが、どのように受け止めておられますか。</p> <p>重ねて申し上げます。</p> <p>令和4年6月24日退任の登記はされておらず、令和5年5月31日就任理事の登記もされておらず、令和6年3月15日にやっと登記をされた法人でございます。</p> <p>登記上の違法明らかでございますが、これは過料罰金を科せられていると思いますが、このように長期間放置していることをどのように受け止めているのかお伺いいたします。</p> <p>今回の審査委員は、このような問題のあるとき、俗に言う幽霊会社欠格法人であると、そこまでは知らなかったというと思いますが、村長としてどう理解しているかをお伺いいたします。</p>		

令和7年 第4回 定例会発言通告整理表（受付順）

No.5

発言順	発言者氏名	発言通告内容	答弁者	備考
		<p>次に、理事の空白期間の実務はどのようにされているのか、お伺いいたします。一般社団法人といえ、年に4回、原則理事会を開かなければならない。一般法人の法則でございます。</p> <p>理事のいない期間の事業計画、決算書など、総会の理事をどのように開催されて決定しているのでしょうか？ 今回の事業においても、事業参加の決議はいつされたと思っておられますか。決算書は、理事が作成する義務がありながら、理事もいない中でどのように作成され、印鑑証明等、どのように取り扱われたと想像しておられますか。これらについて、どのように理解しているのかを伺いたしたいと思います。</p> <p>村からの補助金についても、令和3年から令和6年に渡って補助をしておりますが、問題なかったということが出来ますか。お伺いいたします。</p>		
		<p>「庁舎改修に係る補助金処理について」</p> <p>一般社団法人静岡県の環境資源協会に対して補助金辞退届を令和7年9月26日にてしております。9月定例会のときにも、議会には話はなく、なぜ議決案件にも関わらず、辞退届を出されたのでしょうか？</p> <p>また、10月3日に令和6年度の決算委員会も行ってます。なぜ議会に報告されなかったのか伺いたしたいと思います。2年で2億円という補助金です。</p> <p>事業計画変更の中で、10月の末までに結論を出したいという説明の中で、この辞退届は残念でなりません。</p> <p>次に、この事業に交付金決定なしで工事発注をされているわけですが、もし落札者が決定した場合、財源はどうしようとしているのか伺いたしたいと思います。</p>	<p>村 長</p>	

令和7年 第4回 定例会発言通告整理表（受付順）

No.6

発言順	発言者氏名	発 言 通 告 内 容	答弁者	備 考
		<p>最後になりますが、辞退届には相手に迷惑をかけた文言もなく、本当に先方に送った辞退届の写しなのでしょうか？ この点について伺います。</p> <p>※岩井議員の発言通告内容は当日の発言のまま</p>		